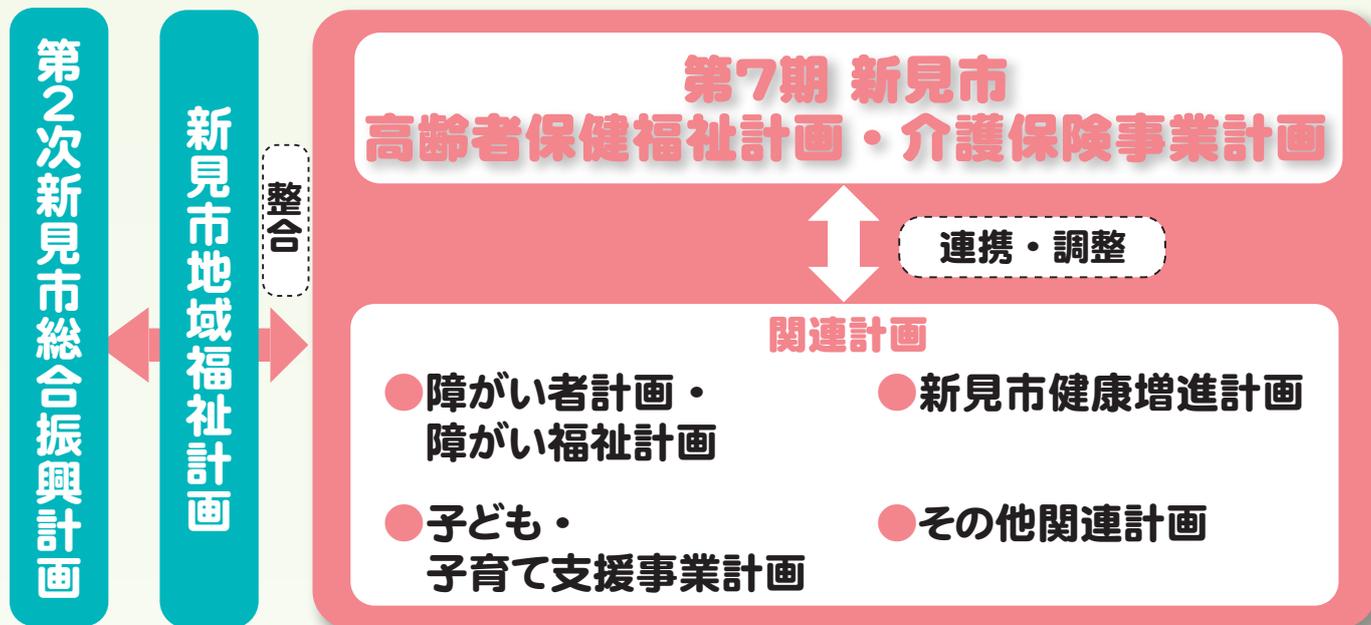


第7期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」（本市においては「高齢者保健福祉計画」）と、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、双方の調和が保たれるよう一体的に策定するものです。

● 本市における計画の位置付け



● 計画の期間

本計画の期間は、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度を見据えつつ、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。平成 32 年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、平成 33 年度からの次期計画につなげます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第 6 期			第 7 期 (本計画)			第 8 期 (次期計画)			第 9 期		
		見直し			見直し			見直し			見直し

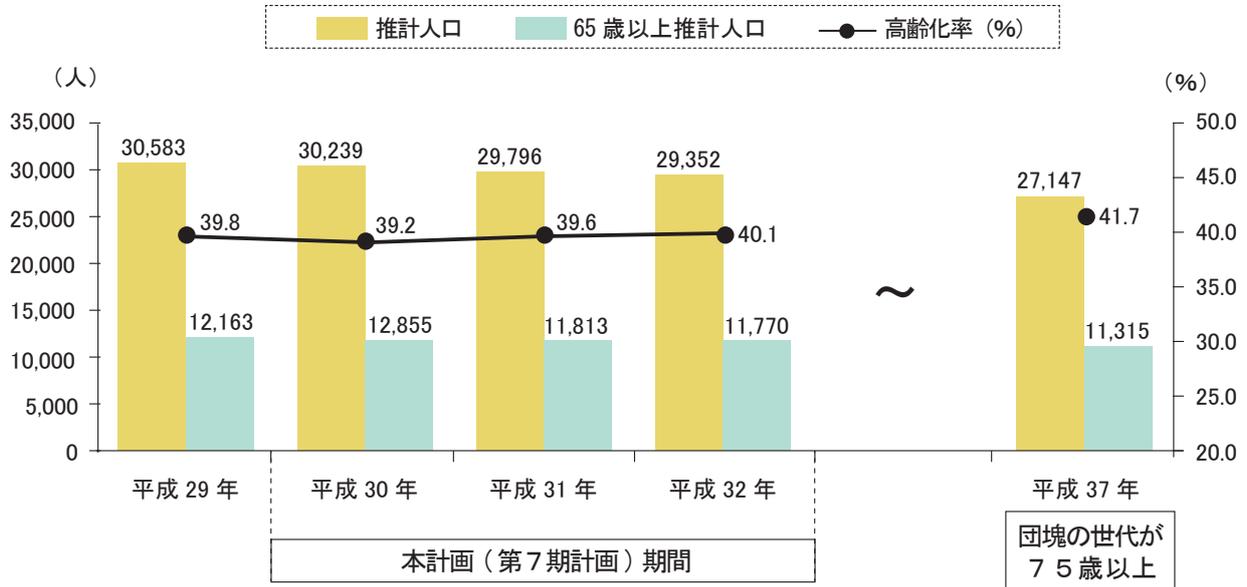
↑
団塊の世代が 75 歳



本市における高齢化の状況

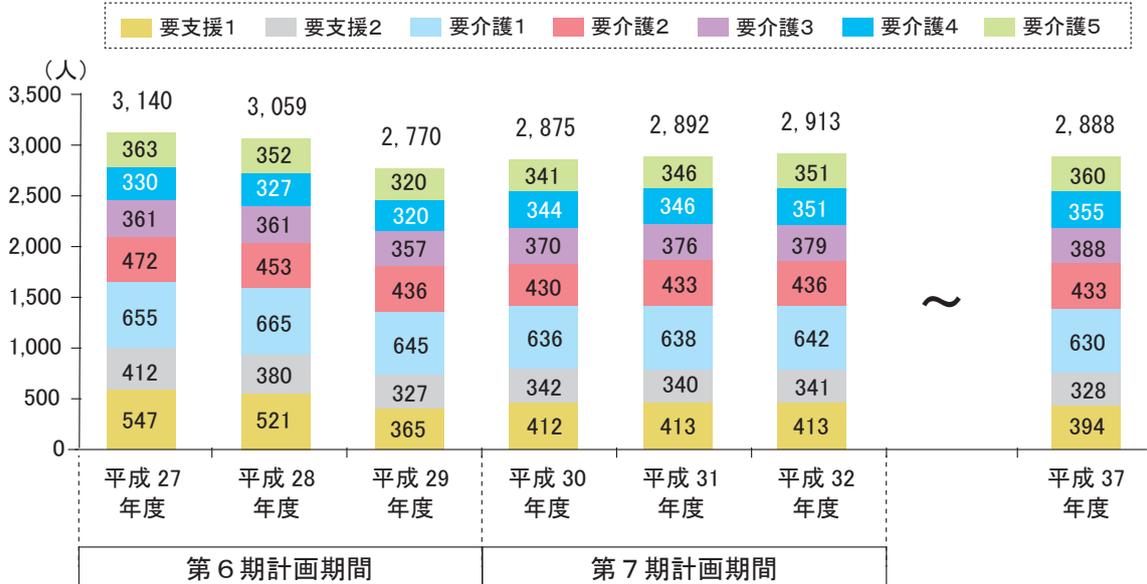
本計画期間における、本市の今後の高齢者人口及び要介護等認定者は、次のとおり推計されます。

人口の将来推計



資料：平成29年は住民基本台帳（3月末日現在）外国人を含む
 平成30年以降は国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

要支援・要介護認定者数の推計値



※平成27年度～平成28年度は実績値、平成29年度は見込値、平成30年度以降は推計値



施策の体系

基本理念 『共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ』

重点目標

基本目標

施策の展開

住み慣れた地域で安心して暮らせる
まちづくりをめざして

1 地域包括ケアシステムの推進

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 医療・介護連携の推進
- 3 地域ケア会議の推進
- 4 地域福祉の推進
- 5 権利擁護の推進

2 認知症対策の推進

- 1 認知症予防・ケア対策の推進
- 2 家族介護者への支援
- 3 地域で見守る体制の推進
- 4 若年性認知症の人への支援

3 介護予防と生活支援の推進

- 1 一般介護予防事業の推進
- 2 介護予防・生活支援サービス事業の実施
- 3 生活支援サービスの体制整備
- 4 在宅福祉サービスの推進

4 介護保険事業の充実と円滑な運営

- 1 介護保険サービスの質の確保・向上
- 2 制度の適正・円滑な運営

健康で生きがいのある
地域をめざして

5 高齢者の地域参加の推進・生活環境の整備

- 1 生きがい活動への支援
- 2 社会参加活動の推進
- 3 高齢者の住まいの確保

6 生涯を通じた健康づくりの推進

- 1 生活習慣病予防
- 2 健康維持・増進



施策の展開

地域包括ケアシステムの推進

基本目標 1

施策の展開	主な取組の内容
① 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑かつ効率的な業務運営 ●人員体制の確保及び資質向上による機能強化の推進
② 医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の医療・介護の資源の把握 ●在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ●切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築 ●医療・介護関係者の情報共有の支援 ●在宅医療・介護連携に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修 ●地域住民への普及啓発 ●在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
③ 地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、施策形成機能の5つの機能の効果的な展開 ●小地域ケア会議の充実
④ 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等の見守りネットワークの構築 ●独居高齢者安否確認事業
⑤ 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度等の普及啓発・利用支援 ●高齢者虐待防止ネットワークの構築 ●虐待防止の啓発と虐待への対応

地域包括ケアシステムの構成要素イメージ



資料：平成 27 年度地域包括ケア研究会報告書より



	施策の展開	主な取組の内容
①	認知症予防・ケア対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の早期診断・対応 ●認知症の予防
②	家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知・体制整備 ●認知症対応型介護サービスの充実 ●家族介護者の負担の軽減
③	地域で見守る体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座の開催 ●認知症キャラバン・メイト連絡会の開催 等
④	若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「おかやま若年性認知症支援センター」との連携

	施策の展開	主な取組の内容
①	一般介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防普及啓発事業 ●地域介護予防活動支援事業
②	介護予防・生活支援サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問型サービス ●通所型サービス ●その他の生活支援サービス
③	生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターと協議体の設置 等
④	在宅福祉サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急通報システム事業 ●日常生活用具給付事業 ●ふれあい送迎事業（外出支援サービス事業） ●消費者被害の防止 ●火災予防対策 ●災害時避難支援体制の構築 ●介護用品給付事業 ●家族介護慰労事業 ●介護手当



施策の展開		主な取組の内容
①	介護保険サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービスの充実 ● 施設サービスの充実 ● 地域密着型サービスの充実
②	制度の適正・円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定調査の適正化 ● 介護給付適正化事業 ● 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の促進 ● 人材の確保・育成 ● 利用者の相談等への対応 ● 福祉サービス第三者評価事業の推進 ● 介護支援専門員への支援 ● 事業者への指導・助言

施策の展開		主な取組の内容
①	生きがい活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習活動への支援 ● 地域活動への参画推進 ● スポーツ・レクリエーション活動の充実 ● 世代間の交流 ● 老人憩いの家の運営 ● 敬老事業
②	社会参加活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の就労支援 ● 老人クラブへの支援
③	高齢者の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な住宅改修の促進 ● 住宅改造費用の助成（高齢者等住宅改造助成事業） ● 福祉のまちづくりの推進 ● 養護老人ホーム（措置事業） ● 軽費老人ホーム（ケアハウス） ● その他的高齢者等への住宅支援

施策の展開		主な取組の内容
①	生活習慣病予防	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健康診査 ● 特定保健指導 ● 後期高齢者健康診査 ● 国保人間ドック・後期高齢者人間ドックへの助成 ● がん検診 ● 健康教育・健康相談
②	健康維持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進計画の推進 ● いきいき健康アップ支援事業 ● 高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種 ● 健康づくり連絡会の開催



介護保険サービス等の見込み

給付費等の見込み

・本計画の期間である、平成30年度から平成32年度までの3年間で見込まれる介護保険事業に係る給付費等の見込み及び介護保険料は、次のとおりです。

(単位：千円)

	第7期計画期間			参考
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費	3,948,698	3,986,336	4,200,290	4,292,088
介護給付費	3,824,217	3,861,498	4,068,915	4,157,285
予防給付費	124,481	124,838	131,375	134,803
地域支援事業費	213,481	213,481	213,481	213,481

第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)年額
第1段階	生活保護を受給されている方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方又は、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.45	32,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	54,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.75	54,000円
第4段階	市民税課税世帯で本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	64,800円
第5段階	市民税課税世帯で本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	72,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	86,400円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	93,600円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	108,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70	122,400円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.85	133,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×2.00	144,000円

発行／平成30年(2018年)3月
 発行者／岡山県 新見市
 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3
 TEL(0867)72-3148 FAX(0867)72-1407